

入札制度の見直しについて（令和5年度より）

各務原市では、例年、国等の制度改正や社会情勢の変化などにより、契約制度の見直しを行なっております。令和5年度におきましても令和5年4月1日より必要な制度改正を行いましたので、よろしくお願いいたします。

① 各務原市発注の週休2日制モデル工事の試行について

建設業における労働者の健康確保やワークライフバランスの改善、将来の担い手を確保するための取組として、各務原市が発注する工事現場における週休2日制を確保するモデル工事を試行するため、各務原市発注の週休2日制モデル工事を試行します。

② 設計変更ガイドライン等の制定について

工事請負契約における設計変更及び工事一時中止に関して基本的な事項を定めたガイドラインを制定しました。

(制定の目的)

工事請負契約における設計変更ガイドライン

設計変更を行う際の発注者及び受注者双方の留意点や設計変更を行う事例を明示することで、契約内容の透明性の向上を図り、設計変更が必要となった場合の手続きを円滑化することを目的とする。

工事の一時中止に係るガイドライン

工事の一時中止を行う際の発注者及び受注者双方の留意点や一時中止を行う事例を明示することで、契約内容の透明性の向上を図り、工事の一時中止が必要となった場合の手続きを円滑化することを目的とする。

③ 各務原市建設工事現場代理人常駐緩和基準の改正について

工事現場への常駐が義務づけられている現場代理人について、次に掲げる工事について兼務の条件を改正します。

- ・兼任させようとする2件の工事の請負金額（契約変更があった場合はその後の金額）の合計が税込み4,000万円（建築一式工事の場合は8,000万円）未満である工事。
- ・工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の距離が10km程度の工事。（ただし、工事は原則2件までとする）

※詳細は、「各務原市建設工事現場代理人常駐緩和基準」を参照。

④ 公共工事における建設発生土の搬出先について

建設発生土の適正な利用の促進を図ることを目的として、各務原市発注の工事契約書に、「建設発生土の搬出が発生する場合にあっては仕様書に定めるとおり」と明記します。

建設発生土が発生する場合は、搬出先に関する法律・条例等に抵触することのないよう適正なご対応をお願いいたします。